

さいたま市告示第 1643 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 8 年 10 月 27 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フードガーデン大宮佐知川店

所 在 地 さいたま市西区大字佐知川字粕田 13 番 外 49 筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ベルエアランド

代 表 者 代表取締役 宮崎 俊也

住 所 さいたま市大宮区仲町 1 丁目 104 大宮仲町 AKビル 7 階

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

（変更前）さいたま市大宮区宮町 2 丁目 60 番地 永見ビル 4 階

（変更後）さいたま市大宮区仲町 1 丁目 104 大宮仲町 AKビル 7 階

(4) 変更の年月日

令和 6 年 5 月 9 日

(5) 変更する理由

事務所移転による

2 届出年月日

令和 8 年 10 月 13 日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和 8 年 10 月 27 日から令和 9 年 3 月 1 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

届出及び添付書類は、さいたま市ホームページにおいて閲覧できます。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/002/010/008/p129901.html>

トップページ > 事業者向けの情報 > 環境・産業・企業立地 > 産業支援 > 大規模小売店舗立地法 >

令和 8 年度大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要（法第 6 条第 1 項受理分）

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 10 月 27 日から令和 9 年 3 月 1 日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944